

(国土交通委員会)

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、特殊法人日本勤労者住宅協会について、これを民間法人化するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 総務省設置法に基づく特殊法人に関する同省の審査等の権限は、日本勤労者住宅協会(以下「協会」という。)には、適用しない。
- 二 協会の役員及び評議員会の定数、役員及び評議員の任期等について、協会の定款により定めるものとする。
- 三 協会の資金計画に係る国土交通大臣の認可を廃止する。
- 四 所要の罰則規定を設ける。
- 五 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。